

優良工事施工業者を対象とした条件付き一般競争入札実施要領

平成 18 年 4 月 1 日施行

第 1 条（目的）

この要領は、神奈川県が実施する公共工事の施工において、建設業者の健全育成を図るとともに、経営力と技術力に優れた建設業者を評価し、優良工事の施工件数の増加と良質な施設の確保を目的に実施する優良工事施工業者を対象とした条件付き一般競争入札を適正かつ円滑に行うため、神奈川県の公共工事に係る条件付き一般競争入札実施要領（平成 6 年 4 月 1 日施行）、神奈川県入札関係事務処理要領（昭和 57 年 6 月 1 日施行）に定めるほか、必要な事項を定める。

第 2 条（用語の定義）

優良工事施工業者は、次のものとする。

- （1）「神奈川県請負工事成績評定要領」（平成 9 年 4 月 1 日施行、以下「評定要領」という。）による評定結果が 80 点以上の工事（以下「優良工事」という。）を実施したもので県内に本店を有するものとし、発注年度より前の 5 年間の工事において 1 回以上優良工事を実施したことがあるもの。
- （2）前号に定める工事と同一期間内において同一の工種において、評定要領による評定結果が、65 点未満の工事を実施したものは除く。

第 3 条（優良工事施工業者を対象とした工事の入札の実施）

優良工事施工業者を対象とした工事（以下「工事」という。）は、優良工事を発注した出先機関（以下「発注者」という。）において、条件付き一般競争入札の方法により発注工種ごとに実施するものとする。

第 4 条（工事の発注件数）

工事の発注件数は、各発注者において、一会計年度 2 件以上を原則とするものとする。

第 5 条（工事の発注金額）

工事の設計金額の上限を、発注者の判断により当面の間、2 億円（企業庁においては、神奈川県公営企業財務規程に定める所長への委任の範囲内）まで拡大することができることとする。

第 6 条（工事の発注金額と優良工事施工業者の等級）

発注者は、工事を発注する際の等級については、設計金額に応じ、競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和 40 年規則第 106 号）別表第 2 の区分を参考とし、地域の実情に応じて設定できることとする。

第 7 条（工事の発注工種）

工事の発注工種は、全工種を対象とすることができる。

第 8 条（入札参加可能者数）

工事の入札参加可能者数は、原則として「神奈川県工事等指名業者選定基準」（平成 7 年 4 月 1 日施行）第 4 条に定める数とする。

ただし、発注者における優良工事施工業者数がこれに満たない場合は、5 者以上を入札参加可能者数としなければならない。

第 9 条（発注予定の公表）

発注者は、工事の発注予定をあらかじめ決定し、必要に応じて工事発注予定表により公表するものとする。

第 10 条（報告）

発注者は、契約締結後発注の状況について優良工事施工業者に係る発注状況報告書（第 1 号様式）を各部局長へ提出するものとする。

第 11 条（経過措置）

第 3 条の規定にかかわらず、本要領の施行日以前に改廃された出先機関が決定した優良工事施工業者の取扱いについては、事務を引継いだ発注者において入札に参加させるものとする。

この要領の施行日以後に改廃される出先機関についても同様とする。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。